

No. 23

制 度 名	指定管理鳥獣対策事業交付金	主管課名	環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G
		問合せ先	029-301-2946
目的・趣旨	指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。 また、クマ類等による被害防止に向けて、市町村が実施する捕獲事業や出没防止対策事業を総合的に支援する。		
〔対象団体〕 市町村			
〔対象事業〕			
<p>(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業</p> <p>ア 緊急銃猟対応実務者の育成・配置</p> <p>イ 危険鳥獣出没時の体制構築</p> <p>(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業</p> <p>ア 法第 34 条の 2 に基づくイノシシの緊急銃猟の実施</p> <p>(3) クマ類総合対策事業</p> <p>ア 法第 9 条の許可を受けて行う捕獲等の実施</p> <p>イ 法第 34 条の 2 に基づく緊急銃猟の実施</p> <p>ウ 市街地・集落等及びその周辺における出没の防止又は対応のために必要な取組</p>			
〔補助要件等〕			
<p>上記 (3) クマ類総合対策事業において、アの法第 9 条の許可を受けて行う捕獲等の実施に当たっては、市町村は実施期間、実施区域、目標、内容、実施体制等の事項を定めた市町村捕獲計画を作成して都道府県へ提出し、法第 9 条の許可を得て計画的に実施するものとする。</p>			
〔対象経費〕			
<p>事業を行うために必要な業務費（諸謝金、旅費、備品費、資材購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費及び保険料）並びにその他必要な経費で知事が承認した経費。</p> <p>ただし、捕獲報奨金、銃（麻醉銃を除く）、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。</p>			
〔補助限度額等〕			
特になし			

〔経費負担割合〕				
区 分	国	県	市町村	その他
(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業	1/2	1/4	1/4	—
(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業	1/2	1/4	1/4	—
(3) クマ類総合対策事業	2/3	1/6	1/6	—
〔令和8年度当初予算額〕 2,925 千円	〔令和8年度補助対象団体〕 常陸太田市、かすみがうら市、城里町、 大子町 を予定			
〔備考〕				